

特記仕様書

1 総括事項

1-1 工事名称

山梨県富士吉田合同庁舎氷蓄熱用ブラインチラー交換工事（明許）

1-2 工事場所

富士吉田市上吉田一丁目 2 - 5

1-3 建物概要

RC 造 地上 3 階建 延床面積 3306.84 m²

1-4 適用図書

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（機械設備工事編）【令和 7 年度版（令和 7 年 1 月 5 日最終改訂）（修補版）】

1-5 完成図書類

電子媒体によるデータの提出とし、CD-R 等外部媒体に記録して提出すること

- ・ 完成図面（PDF、元 CAD）
- ・ 保全に関する資料
- ・ 工事写真（閲覧ソフト同梱）

2 工事

2-1 工事概要

氷蓄熱用ブラインチラー 1 台の交換工事

2-2 一般事項

- (1) 現場着手の 14 日前までに工程表を提出すること。（任意の様式で可）
- (2) 現場への搬入路は、破損のないよう留意し、もし破損した場合は速やかに復旧すること。
- (3) 環境対策及び再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法を書面等により、明確にすること。（建設機械については、排ガス対策型の建設機械の使用を原則とする。）
- (4) 施工計画書を提出すること。
(<https://www.pref.yamanashi.jp/eizen/sougousekoukeikakusyo.html>)
- (5) 適正な下請負契約を確認するため、下請契約を締結したときは次の書類を提出すること。

- ・ 施工体制台帳

受注者は、下請契約を締結したときは、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

・施工体系図

受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

・施工体制台帳等変更時の処置

施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

添付書類等については、県技術管理課ホームページ

<http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/sekoutaiseidaichouchecklist.html>

「施工体制台帳を提出する際に用いるチェックリストの運用」を参照

- (6) 請負金額 100 万円以上の工事については、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（Excel 様式）」の最新バージョンをダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出力し、1 部（紙）を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。

工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出力し、1 部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データを電子媒体（CD、DVD等）により監督員に提出するものとする。なお、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用し入力することも可とし、この場合は電子データの提出は不要とする。入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。

※入力時の最新版を国土交通省のホームページからダウンロードして入手すること。また、同ページに掲載されている、記入内容チェックツールを使用して入力内容をチェックすること。建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用する場合は、システムで入力内容をチェックすること。

URL

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- (7) 暴力団等からの不当要求及び工事妨害の排除

- ①請負者は、工事の施工に当たり暴力団等からの不当要求及び工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署へ届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ②この場合において、工程等を変更せざるをえなくなったときは、速やかに発注者と協議すること。
- ③請負者が①の報告等を怠った場合は、「山梨県建設工事に関する指名停止等措置

要領」に基づき指名停止措置を行うこととする。

(8) 施設利用者等の安全に十分に配慮すること。

(9) 下請施工体系図の作成及び提出

「山梨県暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の下請負者まで反映させた、「下請施工体系図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。

また、提出した「下請施工体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。

なお、提出方法は打合せ簿によるものとする。ただし、メールによる提出も可能とし、この場合は、後日別途打合せ簿を提出すること。

(10) 契約日から令和9年4月30日までのあいだ、暖房が使用可能な工事日程とすること。